



砺波市三世代
同居推進事業



三世代交流 ふれあい事業



～ 地域でふれあい交流 ～

★子供・親・祖父母などの三世代が交流する事業を支援します！

昔ながらの遊び（おはじき、竹馬、お手玉、メンコなど）や郷土料理などの
伝承、スポーツ・レクリエーションなどを通して三世代交流を！

-
- ◆補助額 上限2万円（10割補助）
 - ◆対象活動 三世代交流を推進する活動
 - ◆申請対象 市内の自治会（常会または町内会）や各種団体
 - ◆受付期間 令和4年4月1日（金）～令和5年3月28日（火）
 - ◆申請・問合せ先 砺波市教育委員会 生涯学習・スポーツ課
- 電話 0763-33-1602 FAX 0763-33-1157



※詳細な内容は、裏面をご覧ください。

1 内容

●対象となる団体は？

市内の自治会（常会・町内会）や婦人会、児童クラブ、老人クラブなどの市民で組織し活動している団体

※ 同じ団体で申請できるのは、一会計年度につき1回です。

※ 砺波市の社会教育に関する事業を委託されている団体は補助対象外となります。

●活動の参加者は？

砺波市民の三世代でおおむね10人以上

●対象となる事業は？

三世代交流を推進する目的で、自治会や団体が自主・自発的に行う交流事業

＜補助対象事業の例＞

- ・昔ながらの遊びやレクリエーションなどを通してふれあう交流事業
- ・郷土料理づくりなどを通してふれあう交流事業
- ・ペタンクやグラウンドゴルフなどのスポーツを通してふれあう交流事業 など



※対象とならない事業

- ・自治振興会や公民館の行事等で、毎年継続的に行われている事業
- ・県、市等の他の補助を受けている事業 など

●対象となる経費は？

事業を実施するために直接必要となる経費

※食糧費は、酒代及び飲酒に関連するものを除き、かつ補助対象経費の2分の1以内



2 申請の流れ

①活動実施の相談

活動をする前に相談に応じます。お気軽にお問合せください。

②交付申請

事業計画書及び収支予算書を作成し、活動実施日の3日前までに申請書を提出ください。書き方が分からないときはサポートもします。

③交付決定と支払

事業内容を確認してから交付の決定を行い、補助金を交付します。

④活動実施

記録写真を撮影しておいてください。

⑤実績報告

完了写真等の事業が完了したことが分かるもの、事業費の内容（領収書、請求書等のコピー）が分かるものを添付し、提出してください。

⑥補助金額の確定

実施したことが確認できましたら、補助金を確定します。

